

平成28年度・29年度の 保険料率をお知らせします

次の理由から保険料率を改定させていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

- ①被保険者 1 人当たりの医療費が増えていること
- ②人口全体に占める高齢者の割合が増えていること

保険料率

均等割額
被保険者 1 人当たり
42,400円

+

所得割額
賦課のもととなる所得金額
× **9.07%**

=

年間保険料額
(100円未満切捨て)
限度額 57万円

保険料の納付方法

保険料は、原則、介護保険料と同様に年金から引き落とされます（特別徴収）。ただし、年金受給額が年間18万円未満の方、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書で納めます（普通徴収）。

特別徴収	仮徴収			本徴収		
	4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
	前年の所得が確定するまでは、仮算定された保険料額を納めます。			所得確定後は、年間保険料額から仮徴収分を差し引いた保険料を納めます。		

普通徴収

7月から翌年2月まで、8期で納めます。指定金融機関または市役所、東部・西部出張所で納めてください。

納め忘れがなく安心・便利な口座振替をご利用ください。

後期高齢者医療制度は、けがや病気になった人を社会全体で支える制度です。制度維持のため、保険料は納期内に納付してください。納期内に納められない場合は、お早めにご相談ください。

保険料の軽減

所得の低い方には、均等割額の軽減（9割・8.5割・5割・2割）と所得割額（100%・75%・50%）を軽減しています。保険料の軽減には、確定申告、市都民税申告、後期高齢者医療簡易申告などが必要です。

年に一度は健康チェック

市では、健康の保持・増進と生活習慣病などの早期発見のために、健康診査を実施しています。対象となる方には、受診票を送付しました。年に一度は、必ず健康診査を受けましょう。



ジェネリック医薬品（後発医薬品）を使いましょう

ジェネリック医薬品は先発医薬品と同等の有効成分・効能があると認められた安価なお薬です。使うことで、皆さんのお薬代の負担が軽くなります。また、保険料の増加抑制にもつながります。

ご理解とご協力をお願いします。



振り込め詐欺などに注意

市職員などを名乗り、言葉巧みにお金をだまし取る詐欺が多発しています。不審な電話がかかってきても、決してお金を振り込まず、家族、警察、市役所などにご相談ください。

